

第5次としま男女共同参画推進プランにかかる
意識・実態調査及び計画策定支援業務委託

仕様書

1. 目的

「第5次としま男女共同参画推進プラン(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画、第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及び第2次豊島区女性活躍推進計画)」にかかる意識・実態調査及び計画策定支援業務委託

2. 契約期間

契約締結翌日から令和4年3月31日

3. 履行場所

豊島区男女平等推進センター及び受託者の事業所(但し、区が指定又は承認した場所も可。)

4. 委託内容

別紙「第5次としま男女共同参画推進プランにかかる意識・実態調査及び計画策定支援業務委託 業務委託概要書」のとおり

5. 納入場所

豊島区男女平等推進センター

豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)3階

6. 委託予定額

8,700,000円(消費税含む)

7. 支払方法

検査合格後、適正な請求書を受領した日から30日以内一括で支払うものとする。

8. 進行管理

- (1) 受託者は本業務の実施にあたり、主たる担当者、業務責任者名、業務の手順やスケジュールを明らかにした業務計画を作成し、事業執行担当者に提出すること。なお、提出した業務計画に変更が生じた場合は、直ちに事業執行担当者に報告をすること。
- (2) 受託者は本調査を適正かつ円滑に実施するため、常に事業執行担当者と連絡を取り、必要な段階で十分な打合せを行うこと。
- (3) 受託者は本業務の進行状況について、必要時に事業執行担当者に報告すること。
- (4) 委託業務の遂行にあたって事故や問題が生じた場合は、受託者は直ちに事業執行担当者に連絡するとともに、遅滞なくその状況を書面にて報告すること。また、その都度、事業執行担当者の指示に従うこと。

9. 瑕疵担保責任

本契約が完了し、成果物が納入された後、内容に不備、不足等の瑕疵が発見された場合は、受託者の責任においてこれを訂正しなければならない。

10. 成果物等の帰属

委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果物に関わる著作権その他一切の権利は区に帰属する。また、区の許可なく、成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

11. その他

- (1) 受託者は、「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等を十分理解した上で当該業務を行うこと。
- (2) 本委託業務の遂行により知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いについては、

別紙「特記事項」を遵守すること。

また、6か月に1回、受託者から「個人情報の取り扱い特記事項の遵守に関する報告書」を提出すること。

- (3) 契約の履行に当たって自動車を使用する場合は、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に適合するディーゼル自動車を使用すること。なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

また、業務履行、書類提出、打合せ等で男女平等推進センターに来所する場合の駐車場に掛かる費用については受託者の負担とする。

- (4) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）を遵守し、また、豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年5月31日施行）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (5) 本契約の履行に当たっては、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」、「豊島区男女共同参画推進条例」及び「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を踏まえ、性自認及び性的指向に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (6) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (7) 区民との接触がある場合には、丁寧に応接し、区民に不快感・不快感を生じさせることのないようにすること。
- (8) 電子媒体等電子データを納品する際は、作業終了後にウイルスチェックを実施し、安全を確認した上で区へ納品を行うこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

12. 事業執行担当者

豊島区総務部男女平等推進センター 庶務・計画調整グループ（担当：市村、阿曾、平田）

住所：〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ（IKE・Biz）3階

電話：03（5952）9501

E-mail：A0011400@city.toshima.lg.jp

特 記 事 項

(基本的責務)

第1条 「第5次豊島区男女共同参画推進行動計画、第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及び第2次豊島区女性活躍推進計画」の調査・策定支援業務の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

(1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号

(2) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 性別
- ⑤ 年齢
- ⑥ 就労状況、職種、職層
- ⑦ 婚姻状況、世帯構成
- ⑧ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの

(受託業務に従事する者の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。
受託業務終了後も同様とする。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）を受託業務の目的以外の目的に使用してはならない。

(外部提供の制限)

第5条 乙は、取り扱う個人情報を第三者（甲及び乙以外のものをいう。以下同じ。）に提供してはならない。ただし、区民等の福祉の向上のために特に必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、提供先の名称、提供先の

使用目的、使用方法、使用期間等を甲に通知しなければならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、再委託するものの名称、再委託の内容、再委託先において個人情報を取り扱う責任者及び担当者の氏名等を甲に通知しなければならない。

(複写又は複製の制限)

第7条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により複写又は複製したときは、受託業務終了後直ちに当該複写又は複製したものを消去又は焼却若しくは裁断等により廃棄し、その結果を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還義務)

第8条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、速やかに、甲に返還しなければならない。

(事故発生時等の報告義務)

第9条 乙は、受託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 前項のほか、乙は、甲の求めに応じて、受託業務の処理の状況又は結果を甲に報告しなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第10条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第11条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約解除)

第12条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 第2条から第11条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第14条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュー

ウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(罰則)

第15条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)又は人 100万円以下の罰金

第16条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人又は人 50万円以下の罰金